

さいたま国際芸術祭実行委員会 設 立 総 会

次 第

日 時：令和8年1月22日(木)11時00分～

会 場：ときわ会館5階 大ホール

1 開 会

2 挨拶

3 説明事項

- ・さいたま国際芸術祭について

4 議 事

(1) 議案第1号 さいたま国際芸術祭実行委員会の設立について

- ・さいたま国際芸術祭実行委員会設立趣旨
- ・さいたま国際芸術祭実行委員会規約
- ・監事の選任

5 閉 会

第4回さいたま国際芸術祭開催概要

1 名称

さいたま国際芸術祭2027

2 コンセプト

「共につくる、参加する」市民参加型の芸術祭

3 テーマ

※テーマについては開催実施計画策定時に決定

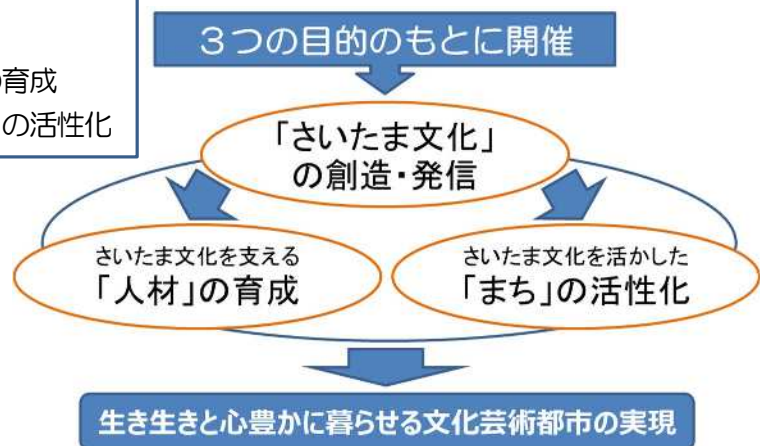
テーマについては、後述する公募による新しいアートプロジェクト・ディレクターが選定され次第、基本構想を踏まえ、決定することとします。

4 目的

基本構想のとおり、開催目的は以下の3つとし、生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の実現をめざします。

■三つの目的

- ・「さいたま文化」の創造・発信
- ・さいたま文化を支える「人材」の育成
- ・さいたま文化を活かした「まち」の活性化



5 会期

令和9年（2027年）10月23日（土）～12月26日（日）[65日間]（予定）

※会期は開催実施計画策定時に決定

- ・新市民会館うらわが開館する2027年に国際芸術祭を開催することで、相乗効果による更なるまちの活性化に寄与します。
- ・広く認知いただき、多くの方に参加いただくためには一定の期間が必要であることから、会期は前回2023と同じ65日間を想定しています。

6 会場

浦和駅周辺エリア、市内文化施設、その他市内各所を想定

文化機能が集積している浦和駅周辺をメインエリアに、利用者数が多く利便性が高い主要駅周辺を会場とした都市回遊型とします。

浦和駅周辺だけでなく、市内文化施設や商店街等のまちなかに作品を設置するなど、市内各所を会場とします。

(1) 浦和駅周辺エリア（メインエリア）

市民会館うらわ跡地、公園、広場などの屋外や、文化施設、空き店舗等を活用した作品展示のほか、まちなかでのイベントやパフォーマンスを実施することで地域の活性化を目指します。



▼シティドレッシング



最果タヒ、《詩の加速》、2020年、さいたま国際芸術祭2020/Photo: 丸尾隆一

▼まちなかパフォーマンス



大友良英+Asian Music Network、《Ensembles Asia Special》、2016年、さいたまトリエンナーレ2016/撮影: Arecibo 忽那光一郎

▼空き店舗での展示



新しい骨董、《新しい骨董市/記録映像》、2016年、さいたまトリエンナーレ2016/撮影: Arecibo 忽那光一郎

▼まちなか展示



アイガルス・ピクシエ《さいたまサラリーマン》、2016年、さいたまトリエンナーレ2016/撮影: Arecibo 忽那光一郎

(2) 市内文化施設、その他市内各所

主要駅周辺のまちなかや文化施設において行われる様々なイベント等と連携し地域や来訪者の交流を促進することで、本市の地域特性を引き出しながら、回遊性を高める会場配置を検討します。



また、「盆栽」、「漫画」、「人形」、「鉄道」の4館をはじめとする、本市の魅力ある市内文化施設や企業等と連携し事業を展開します。

◀さいたま文化発信プロジェクト

「盆栽」、「漫画」、「人形」、「鉄道」をモチーフとした「裏アートさいたま」

(さいたま国際芸術祭2020)

7 事業展開

(1) アートプロジェクト

国内外の一流・新進のアーティストによる、現代美術、音楽、ダンス、演劇などといった既存のジャンルに捉われない、領域横断的な作品やプログラムを展開します。



▲「Time Base Documents」(モニター内の画像は白鳥建二撮影) 2023年、さいたま国際芸術祭2023、Photo: 表恒匡、制作: 東日本電信電話株式会社 埼玉事業部、株式会社 NITT ArtTechnology、LED TOKYO 株式会社



▲倉田翠「指揮者が出てきたら拍手をしてください」2023年、さいたま国際芸術祭2023、Photo: 丸尾隆一

(2) 市民プロジェクト

市民参加型の国際芸術祭として、市民等が主体となって参加できるバリエーションに富んだプログラムを展開します。

展開にあたっては、アーティストと市民、地域との交流の場を創出することで、芸術祭全体での一体感の醸成を図り、市民の活動を市内外に発信します



▲SAOP2023*オープニングセレモニー、さいたま国際芸術祭2023



▲公募プログラム(和紙障子プロジェクションマッピング「大宮曼荼羅」、さいたま国際芸術祭2023



▲保護者資質向上研修会～振付が決まっていない踊りへ、さいたま国際芸術祭2023

(3) 連携プロジェクト

国際芸術祭を市全体で盛り上げていくため、「盆栽」、「漫画」、「人形」、「鉄道」をはじめとする本市の魅力ある文化資源を活用したプロジェクトを展開するほか、既存の文化芸術団体等と連携したプロジェクトを展開します。



▲さいたま市文化施設味変企画「市内文化施設に現代アートのスパイスを」
連携先：鉄道博物館



▲さいたま市文化施設味変企画「市内文化施設に現代アートのスパイスを」
連携先：大宮盆栽美術館

8 主 催

さいたま国際芸術祭実行委員会

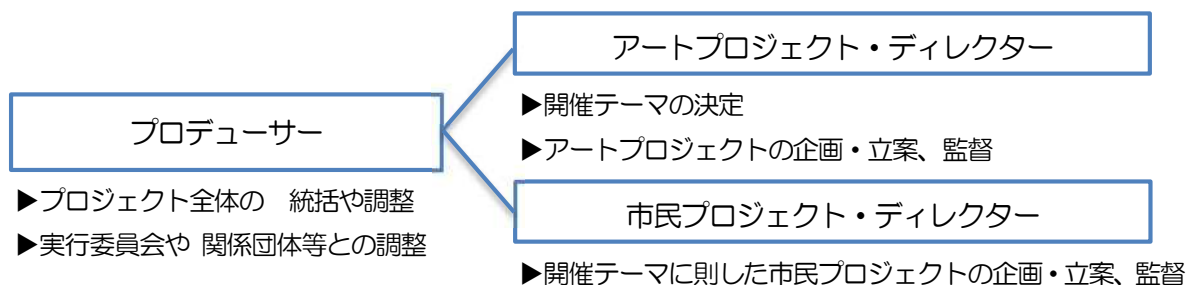
オールさいたまで取り組む趣旨のもと、県、文化団体、経済団体、大学などの幅広い関係者の知見、人材、人脈、資金等の活用が見込めることから、第4回についても、実行委員会形式で開催することとします。

また、国際芸術祭の安定的な実施のため、前回と同様に、市と文化振興事業団で事務局を構成します。

9 体 制

市民プロジェクト・ディレクターを新設

市民プロジェクト・ディレクターを新たに設置し、市民プロジェクトの体制強化を図ることで、アートプロジェクトと市民プロジェクトの連携を強化し、本市ならではの市民参加型の国際芸術祭として更なる充実を目指します。



10 アートプロジェクト・ディレクター及び市民プロジェクト・ディレクターの公募

企画提案方式による公募を実施

数ある国際芸術祭の中にあって、本市の独自性を高めるために、基本構想に掲げられた「人材」の育成という目的を踏まえ、若手を採用することを視野に入れ、広く企画提案方式により公募することとします。

【ディレクター選定における視点】

- ①市内に居住又は所縁を持つアーティストを積極的に活用すること
- ②地域の活性化に配慮したプロジェクトを企画すること
- ③学校や子どもが参加しやすい企画を組み込むこと

11 事業規模

前回と同程度を想定

さいたま国際芸術祭基本構想（R4.1改訂）に基づき、政令市である本市にふさわしい国際芸術祭としての事業規模や内容とするため、前回と同程度の事業規模とします。

なお、公演料などの事業収入を検討するほか、文化庁の補助金などの公的な助成金等の活用や企業等の協賛・協力の募集など、様々な手段、方法による資金調達を行います。

さいたま国際芸術祭実行委員会 設立趣旨

文化芸術は、人々の創造性を豊かにし、生活にゆとりと潤いをもたらし、豊かな人間関係を育むものであるだけでなく、新たな産業を生み出すなどの経済効果をもたらし、ひいては地域の振興に寄与し、活力のある都市づくりに結びつくものであります。

さいたま市は、こうした文化芸術が持つ力を活かし、「生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市」を創造するため、平成24年4月1日にさいたま市文化芸術都市創造条例を施行しました。

さらに、この条例の理念を具現化し、文化芸術の持つ創造性や社会への波及力を活用して、地域の活性化を図り、都市としての魅力を高め、文化芸術都市としてのさいたま市を創造するため、さいたま市は、国際芸術祭の開催を文化芸術都市創造の象徴的・中核的な事業として位置付けています。

令和5年には、「共につくる、参加する」市民参加型の国際芸術祭をコンセプトに、3回目となる国際芸術祭「さいたま国際芸術祭2023」を開催し、49万人を超える方に参加いただくとともに、200名を超える市に所縁のあるアーティストにも参加いただき、市民参加型という「さいたま独自」の国際芸術祭としての姿を示すことができたほか、市内外から多くの参加者を集めることで、約63億円の経済効果を生み出し、地域経済の活性化にも寄与することができました。

私たちは、この国際芸術祭を継続的に開催していくことが、さいたま発の先進的な都市文化「さいたま文化」の創造・発信、さいたま文化を支える「人材」の育成、さらにはさいたま文化を活かした「まち」の活性化につながるものと確信しています。

4回目の開催を成功させるためには、さいたま市、公益財団法人さいたま市文化振興事業団はもとより、埼玉県・関係機関・法人・団体が緊密な連携のもと、さいたま市に関わる人々の英知を結集し、総力をあげて取り組んでいく必要があります。

よって、ここに各分野の代表者の参画を得て、「さいたま国際芸術祭実行委員会」を設立し、諸準備・運営に万全を期するものであります。

さいたま国際芸術祭実行委員会規約(案)

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、さいたま国際芸術祭実行委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(事務所)

第 2 条 委員会は、事務所をさいたま市浦和区常盤六丁目 4 番 4 号に置く。

(目的)

第 3 条 委員会は、さいたま国際芸術祭 2027 (以下「国際芸術祭」という。)の開催に必要な準備及び開催運営を行うことを目的とする。

(業務)

第 4 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 国際芸術祭の開催に必要な方針及び計画の策定に関すること。
- (2) 国際芸術祭の開催準備及び開催運営に関すること。
- (3) 国際芸術祭に係る広報及びイベントの実施に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な業務に関すること。

第 2 章 組織

(組織)

第 5 条 委員会は、文化団体関係者、経済団体関係者、行政関係者、その他第 3 条の目的に賛同する法人又は団体の代表者等による委員によって組織する。

(役員)

第 6 条 委員のうちに、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 6 名
- (3) 監事 2 名

2 会長は、さいたま市長をもって充てる。

3 副会長は、さいたま市議会議長、さいたま商工会議所会頭、公益社団法人さいたま観光国際協会会長、さいたま市副市長(スポーツ文化局を担任する者)、さいたま市教育長及び公益財団法人さいたま市文化振興事業団理事長の職にある者をもって充てる。

4 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した副会長が、その職務を代理する。

3 監事は、委員会の業務及び会計を監査する。

(任期)

第8条 委員の任期は、第23条の規定に基づき委員会が解散するときまでとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

(顧問)

第9条 委員会に、顧問を置く。

2 顧問は、埼玉県知事をもって充てる。

3 顧問は、委員会を円滑に運営するため、重要な事項に関し、必要な助言を行う。

(プロデューサー)

第10条 委員会に、国際芸術祭の事業を統括する責任者としてプロデューサーを置く。

2 プロデューサーは、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(アートプロジェクト・ディレクター)

第11条 委員会に、国際芸術祭の開催テーマに関するもののほか、アートプロジェクトの事業企画を監督する責任者としてアートプロジェクト・ディレクターを置く。

2 アートプロジェクト・ディレクターは、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(市民プロジェクト・ディレクター)

第12条 委員会に、国際芸術祭の市民プロジェクトの事業企画を監督する責任者として市民プロジェクト・ディレクターを置く。

2 市民プロジェクト・ディレクターは、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(参与)

第13条 委員会に、第4条に規定する事項に関し、専門的な観点から必要な助言を行う者として参与を置くことができる。

2 参与は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

第3章 会議

(総会)

第14条 委員会に、総会を置く。

- 2 総会は、委員をもって構成する。
- 3 総会は、会長が招集し、議長となる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 国際芸術祭の開催に必要な方針及び計画に関すること。
 - (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 有識者会議への諮問に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 6 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 やむを得ない理由のため総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面を持って表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。
- 8 会長が必要と認める場合、あらかじめ通知した事項に対する委員による書面表決をもって、総会の表決に代えることができる。
- 9 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を総会に出席させ、意見を求めることができる。

(有識者会議)

第15条 委員会に、有識者会議を置くことができる。

- 2 有識者会議は、次に掲げる者のうち会長が任命又は委嘱する者をもって構成する。
 - (1) 委員
 - (2) その他会長が議事に必要と認める者
- 3 有識者会議に議長を置き、議長は有識者会議の構成員のうちから会長が指名する。
- 4 有識者会議は、議長が招集する。
- 5 有識者会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 総会又は会長の諮問に応じ、第4条に規定する事項について調査審議すること。
 - (2) 次に掲げる重要事項について、自ら調査審議し、必要があると認めるときは、会長に意見を述べること。
 - イ 国際芸術祭の開催に必要な方針及び計画の策定に関する重要事項
 - ロ 国際芸術祭の開催準備及び開催運営に関する重要事項
 - ハ 国際芸術祭に係る広報及びイベントの実施に関する重要事項
- 6 有識者会議の構成員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

7 その他有識者会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他の会議)

第16条 前2条に定めるもののほか、委員会に会長が必要と認める会議を置くことができる。

第4章 専決

(会長の専決)

第17条 会長は、特に緊急を要するため総会を招集するいとまがないとき又は総会の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決することができる。

2 会長は、前項の規定により専決をしたときは、これを次の総会において報告し、承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第18条 委員会の事務を処理するため、さいたま市及び公益財団法人さいたま市文化振興事業団に事務局を置く。

2 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務会計

(経費)

第19条 委員会の活動に必要な経費は、さいたま市負担金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第20条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(継続費)

第21条 委員会の経費をもって支弁する契約でその履行に数年度を要するものについては、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたって支出することができる。

2 前項の規定により支出することができる経費は、これを継続費という。

(債務負担行為)

第22条 支出予算の金額又は継続費の総額の範囲内におけるものを除くほか、委員会が複数年度にわたり債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかななければならない。

第7章 解散

(解散)

第23条 委員会は、第3条の目的が達成されたときに解散する。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(残余財産の帰属)

第24条 委員会が解散するときに有する残余財産は、原則として、さいたま市に帰属することとし、総会で決定する。

第8章 補則

(委任)

第25条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和8年1月22日から施行する。

2 委員会の設立当初の会計年度は、第20条の規定にかかわらず、令和8年1月22日から同年3月31日までとする。

議案第1号(3)

さいたま国際芸術祭実行委員会 監事の選任について

さいたま国際芸術祭実行委員会規約第6条第4項の規定により、監事を以下のとおり選任することについて、承認を求めます。

職	氏名	委嘱期間
税理士	橋本 真一	令和8年1月22日からさいたま国際芸術祭実行委員会が解散する日まで
さいたま市 会計管理者	渋谷 貴之	同上

さいたま国際芸術祭実行委員会 委員名簿(案)

		職名	氏名
	顧問	埼玉県知事	大野 元裕
1	会長	さいたま市長	清水 勇人
2		さいたま市議会議長	伊藤 仕
3	副会長	さいたま商工会議所会頭	川本 武彦
4		公益社団法人さいたま観光国際協会会長	筑波 伸夫
5		さいたま市副市長	佐野 篤資
6		さいたま市教育長	竹居 秀子
7		公益財団法人さいたま市文化振興事業団理事長	小島 正明
8		埼玉県立近代美術館特任館長	関 直子
9		独立行政法人国際交流基金理事	古屋 昌人
10		公益財団法人東日本鉄道文化財団鉄道博物館館長	石田 亨
11		大学コンソーシアムさいたま会長 浦和大学 理事長・学長	久田 有
12		さいたま市議会文化・国際議員連盟会長	高柳 俊哉
13	さいたま市自治会連合会会長	石川 憲次	
14	さいたま市商店会連合会副会長	市川 淳平	
15	一般社団法人埼玉中央青年会議所理事長	細野 雄太郎	
16	株式会社埼玉りそな銀行代表取締役社長	福岡 聡	
17	株式会社武蔵野銀行取締役頭取	長堀 和正	
18	日本郵便株式会社大宮浅間郵便局局長	新井 敏史	
19	NTT東日本株式会社執行役員埼玉事業部長	小池 哲哉	
20	東日本旅客鉄道株式会社執行役員大宮支社長	石井 剛史	
21	東武鉄道株式会社取締役常務執行役員鉄道事業本部長	鈴木 孝郎	
22	埼玉高速鉄道株式会社代表取締役社長	平野 邦彦	
23	委員	TOPPAN株式会社執行役員情報コミュニケーション事業本部事業戦略本部長 及び教育事業推進本部担当	末永 健吾
24		日本放送協会さいたま放送局局長	福島 正広
25		株式会社テレビ埼玉代表取締役社長	川原 泰博
26		株式会社埼玉新聞社代表取締役社長	関根 正昌
27		株式会社FM NACK5代表取締役社長	武藤 昭
28		株式会社ジェイコム埼玉・東日本代表取締役社長	平岩 光現
29		一般社団法人埼玉県バス協会会長	金井 応季
30		一般社団法人埼玉県乗用自動車協会会長	三上 秀樹
31		さいたま市文化協会理事長	鶴見 清一
32		公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団理事長	林 直樹
33		公益財団法人埼玉県産業文化センター理事長	加藤 喜久雄
34		埼玉県県民生活部長	横内 ゆり
35		さいたま市大宮盆栽美術館館長	清水 一郎
36		さいたま市岩槻人形博物館館長	田中 裕子
37		さいたま市経済局長	金子 芳久
38	監事	税理士法人レヴ・ナス代表社員税理士	橋本 真一
39		さいたま市会計管理者	渋谷 貴之
	ディレクター		—
	プロデューサー		—

(敬称略)

参考資料 2

さいたま国際芸術祭実行委員会組織図（案）

